資料3－1

「分権社会のビジョン」に関する資料（要約）

H18.1.27

答申名等	発表時	地方分権の基本理念	国と地方の役割分担
シャウプ使節団日本税制報告書	（S24.8.27）	地方団体は、民主的生活様式に潜在的な貢献をするものであるから、強化されねばならない。(中略)地方団体は国民を教育し、民主主義の技術の指導者を養成するのに有効な手段を備えている。 （中略）地方自治はまた、ある仕事は個個の地方の独特な必要と問題をよく知っている小さな単位によった方がより効果的に遂行できるというだけの理由で重要である。 （付録Ａ地方団体の財政　Ｂ強力なる地方団体の必要）	市町村の適当に遂行できる事務は都道府県または国に与えられないという意味で、市町村には第一の優先権が与えられるであろう。第二には都道府県に優先権が与えられ、中央政府は地方の指揮下では有効に処理できない事務だけを引受けることになるであろう。 （付録Ａ地方団体の財政　Ｄ職務の分掌）
ヨーロッパ地方自治憲章	（S60.6.27採択）	民主的に構成された意思決定機関をもち、権限、権限行使の方法と手段、およびその実現に要する財源に関して広範な自立性を持つ地方自治体の存在が必要　（前文）	公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的にこれを執行するものとする。 （第４条第３項）
地方分権の推進に関する決議	（H5.6.3衆議院 H5.6.4参議院）	東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていくために、 （中略）中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れ	
臨時行政改革推進審議会（第三次行革審）最終答申	（H5.10.27）	全国的な統一性や公平性を重視する集権型行政システムから脱却し、地域がそれぞれの個性や主体性を発揮しつつ、その文化、経済の潜在力を十分に活用できるような分権型行政システムに転換する必要がある。 （Ⅳ地方分権の推進 １抜本的な地方分権の必要性）	国は外交、安全保障を始め国の存立にかかわる課題により重点的に取り組む体制を築く一方、地域の問題は住民の選択と責任の下で地方自治体が主体的に取り組めるようにする必要がある。 （Ⅳ地方分権の推進 １抜本的な地方分権の必要性）

答申名等	発表時	地方分権の基本理念	国と地方の役割分担
地方分権の推進に関する意見書（地方６団体）	（H6.9.26）	地方分権は、地域の特性に応じた個性ある地域づくり及び住民福祉のより一層の質的な増進を図るため、住民自治を強化し、地方公共団体の自主性及び自立性を最大限尊重して、真に民主的で公正・透明かつ効率的な行財政システムを構築することを基本理念とする。 （地方分権推進要綱　第１総則第２条）	地方公共団体及び国は、それぞれの機能と責任を明確に分かちつつ、国は国際社会の中における主権国家としての一貫性を必要とする事務、全国的に統一して処理すべき事務及び生命、安全等の基準の設定に関する事務に専念し、地方公共団体はその他の国内の行政に関する全ての事務を所掌するものとする。 （地方分権推進要綱　　第２地方公共団体と国との関係第１条）
地方分権の推進に関する大綱方針	（H6.12.25 閣議決定）	国と地方公共団体とは、（中略）地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国及び地方公共団体が担うべき役割を明確にし、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として、地方分権を推進する。 （第１　地方分権の推進に関する基本理念等）	（１）国は、国家の存立に直接かかわる政策、国内の民間活動や地方自治に関して全国的に統一されていることが望ましい基本ルールの制定、全国的規模・視点で行われることが必要不可欠な施策・事業など国が本来果たすべき役割を重点的に分担することとし、その役割を明確なものにしていくものとする。(2) 地方公共団体は、地域の実情に応じた行政を積極的に展開できるよう、地域に関する行政を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していくものとする。 （第２　地方分権の推進に関する基本方針）
地方分権推進法	（H7.5.19公布）	地方分権の推進は、（中略）地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。 （第２条）	国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。 （第４条）

答申名等	発表時	地方分権の基本理念	国と地方の役割分担
地方分権推進委員会中間報告	（H8.3.29）	国・都道府県・市町村の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、「中央省庁主導の縦割りの画一行政システム」から「住民主導の個性的で総合的な行政システム」に転換 （Ⅱ　目指すべき分権型社会の姿）	国・地方の役割分担の原則 （１）国が担うべき事務①国際社会における国家としての存立にかかわる事務②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務③全国的規模・視点で行われなければならない施策及び事業（ナショナルミニマムの維持・達成、全国的規模・視点からの根幹的社会資本整備等に係る基本的な事項に限る。）　などを重点的に担うものであることを徹底する。 （２）地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う。 （第２章国と地方の新しい関係 Ⅰ国と地方の役割分担の基本的考え方）
中央省庁等改革基本法	（H10.6.12）		国の事務及び事業のうち民間又は地方公共団体にゆだねることが可能なものはできる限りこれらにゆだねること等により、国の行政組織並びに事務及び事業を減量し、その運営を効率化するとともに、国が果たす役割を重点化すること。 （第４条第３項）
地方自治法	（H11.7 地方分権推進一括法で追加）	地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。 （第１条の２）	国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本（以下略） （第１条の２第２項）

答申名等	発表時	地方分権の基本理念	国と地方の役割分担
世界地方自治憲章	（H13.6 国連特別総会 （未採択））	自由選挙によって選出された地方自治体を通じた地方における強固な民主主義が、専門化された水準と十分な地方における統治と相まって、公共のアカウンタビリティ及び透明性を促進し、また、汚職に対して我々の社会を強固なものにする手段を提供するものであることを確信し、明確な役割及び責務並びに透明で参加型の手続に基づいた適当な資源を与えられた強力な地方自治体の存在が、効率的で市民に身近なサービスを保障し、また、社会的・経済的な発展を促進することを確信し、以下のように合意した。 （前文）	行政の責務は一般的に市民に一番近い行政主体によって行われるべきである、ということを意味する補完及び近接の原理に基づき（以下略） （第４条）
地方分権推進委員会最終報告	（H13.6.14）	自己決定・自己責任の原理を地方税財政の領域にまで推し広げて地方公共団体の財政運営の自由度を高めるとともに、地域住民から見てもその受益と負担の関係が分かりやすい税財政構造に改めることをもって、改革の大方針としなければならない。 （第４章　分権改革の更なる飛躍を展望してⅠ）	ヨーロッパ先進諸国に普及しつつある「補完性（subsidiarity）の原理」を参考にしながら、市区町村、都道府県、国の相互間の事務事業の分担関係を見直し、事務事業の移譲を更に推進することである。 （第４章　分権改革の更なる飛躍を展望してⅣ）
地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見	（H16.5.12 地方分権改革推進会議）	地方分権改革が目指しているのは、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自己決定の範囲を拡大し、地方の自立性を高めることである。(中略)国全体としての活力を生み出すこととなる。（中略）国と地方を通じた厳しい財政事情の下で、地方が自主性・自立性を向上させ、住民のニーズに応じて自主的、自律的かつ効率的で持続可能な行財政システムを構築するためには、一層の地方分権改革の推進が必要である。 （はじめに）	地方公共団体は、地域の総合的な行政主体として、自主的・自立的な判断に基づいて住民に身近な行政を効率的に処理することが可能になり、その一方で、国は、国家としての存立に関わる事務や全国的な規模・視点で行われることが不可欠な施策・事業の実施など国が本来果たすべき役割を重点的に担う（以下略） （はじめに）

答申名等	発表時	地方分権の基本理念	国と地方の役割分担
「日本２１世紀ビジョン」専門調査会報告書 （同専門調査会は、経済財政諮問会議がH16.9に設立）	（H17.4）	画一的な平等主義が続けば、不必要な分野に人手や資金が投入され続け、ミスマッチ（無駄）が拡大する。 （第1部直視すべき危機、避けるべきシナリオ） 住民が地域のあり方を決め、地域の主体性により生活水準の向上を目指す地域間競争が繰り広げられる。 （第2部2030年の目指すべき将来像と経済の姿）	地域住民が自らできないことを基礎自治体が引き受け、基礎自治体ができないことを広域自治体が担い、広域自治体ができないことを国が行う。 （第2部2030年の目指すべき将来像と経済の姿）
平成１８年度予算の編成等に関する建議	（H17.11.21 財政制度等審議会）	国と地方の行財政のあり方の改革は、「小さくて効率的な政府の実現」につながるものでなければならない。また、真の分権型行政システムの確立のためには、それぞれの地方公共団体において、受益と負担の関係を明確化しつつ、自己責任と自助努力を基本として住民自治により行政サービスの提供水準が決定される行政運営が確保される必要がある。 （２ 国と地方）	
平成１８年度の地方財政についての意見	（H17.12.12 地方財政審議会）	地方の自主性・自立性を高める観点から国庫補助負担金制度を見直すとともに、地方公共団体が自らの創意工夫と責任で政策を選択できるよう地方税中心の歳入体系を構築することを目指して、さらなる地方税財政制度の改革に取り組む必要がある。 （第一　地方財政の主要な課題１）	